

輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日45農政第2628号農政局長通達）新旧対照表

改 正 後	現 行
（目的及び定義） 第1 植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づく輸入穀類等の検疫を斉一、かつ、円滑に実施するため、この要綱を定める。 2～4 〔略〕 5 この要綱で、同一本船にばら積みで積載されている同一穀類等を2港以上の港に輸入する場合において、当該穀類等を最初に卸下する港を「先港」、2番目以降に卸下する港を「後港」といい、「一港検査方式」とは、先港を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官が、先港に卸下される当該穀類等の検査と同時に後港に卸下される同一の穀類等の検査を実施することをいう。 なお、一港検査方式は、以下の条件をすべて満たす場合に行うものとする。 （1）・（2）〔略〕 〔削る〕 6～8 〔略〕 第2～第4 〔略〕 （検査の時期） 第5 検査は、本船においてハッチ内で第8の（1）の検査が適切に実施できる状態であることを確認した後速やかに実施するものとする。 ただし、やむを得ない理由により、本船において検査を行い得なかった場合は、はしけ又は倉庫内において行うことができる。	（目的及び定義） 第1 植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づく輸入穀類等の検疫を斉一、かつ、円滑に実施するため、この要綱を定める。 2～4 〔略〕 5 この要綱で、同一本船にばら積みで積載されている同一穀類等を2港以上の港に輸入する場合において、当該穀類等を最初に卸下する港を「先港」、2番目以降に卸下する港を「後港」といい、「一港検査方式」とは、先港を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官が、先港に卸下される当該穀類等の検査と同時に後港に卸下される同一の穀類等の検査を実施することをいう。 なお、一港検査方式は、以下の条件をすべて満たす場合に行うものとする。 （1）・（2）〔略〕 <u>（3）同一穀類等が収容されているハッチのうち少なくとも1ハッチは一部卸下された時点の検査が可能であること。</u> 6～8 〔略〕 第2～第4 〔略〕 （検査の時期） 第5 検査は、本船において<u>ハッチを開いた直後及び卸下終了直前に</u>実施するものとする。 ただし、<u>やむをえない理由により、ハッチを開いた直後及び卸下終了前に検査を行い得なかった場合は、はしけ又は倉庫内において行うことができる。</u> <u>また、一港検査方式を行う場合には、少なくとも1ハッチは一部卸下された時点で全ハッチにおける同一穀類等の検査を実施するものとする。</u>

第 6 ・ 第 7 〔 略 〕

（ 検査の方法 ）

第 8 検査は、次の方法により行うものとする。

（ 1 ）ハッチ内の検査

規程第 1 条第 3 項第 6 号の予備検査として、検疫有害動植物の付着の有無について、各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査する。

次に当該穀類等の検査荷口ごとに、規程別表第 1 に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。

（ 2 ）はしけ又は倉庫内の検査

ハッチ内の検査に準じて行う。

第 9 ～ 第 23 〔 略 〕

第 6 ・ 第 7 〔 略 〕

（ 検査の方法 ）

第 8 検査は、次の方法により行うものとする。

（ 1 ）ハッチ内の検査

ア ハッチを開いた直後の検査

各ハッチの内壁及び穀類等の表面を綿密に検査し、次に当該穀類の検査荷口ごとに、規程別表第 1 に掲げる数量について、ふるい別検査等を行う。

イ 卸下終了前の検査

ハッチを開いた直後の検査に準じて行う。ただし、前号の検査において検疫有害動植物の付着を認めたとき又は当該穀類等に輸出国の検疫証明書若しくは消毒証明書の添付されているときはこの検査は省略することができる。

（ 2 ）はしけ又は倉庫内の検査

ハッチを開いた直後の検査に準じて行う。

第 9 ～ 第 23 〔 略 〕